90605

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年　４月　１日　至　令和７年　３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　茜会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　■ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

□ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　[主たる事務所]　山口県下関市上新地町１丁目５番２号

[従たる事務所]　山口県下関市後田町１丁目１番１号

(3) 設立認可年月日　　昭和６２年１０月２３日

(4) 設立登記年月日　　昭和６３年　１月　４日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	別紙明細	
理　事		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

	氏　名	備　考
理事長	吉水　一郎	理事長
理　事	佐柳　進	勝山クリニック院長
理　事	廣瀬　宣之	門司病院院長
理　事	諸冨　夏子	あかねクリニック院長
理　事	神田　隆	よしみず病院院長
理　事	橋口　英志	よしみず病院院長代行
監　事	今村　俊一	弁護士
監　事	福田　幸徳	税理士
評議員	渡邊　隆	医師
評議員	下野　眞津惠	看護師
評議員	水田　邦雄	団体役員
評議員	東　作興	団体役員
評議員	新田　智之	医師
評議員	日隈　鉄威	会社員
評議員	平岡　望	山口県議会議員
評議員	吉水　清恵	薬剤師
評議員	今別府　敏雄	SOMPOリスクマネジメント株式会社顧問
評議員	池永　博文	前下関市立市民病院理事

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	脳神経筋センター よしみず病院	3510117991 ／	山口県下関市 後田町１丁目１ 番１号	一般病床　211 床 療養病床　180 床 [医療保険　180 床]
介護 医療院	介護医療院あかね	35B0100037		入所定員　60 名
通所 ﾘﾊﾋﾞﾘ	よしみず病院 通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510117991		
訪問 ﾘﾊﾋﾞﾘ	よしみず病院 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510117991		
診療所	勝山クリニック	3510117942	山口県下関市 大字田倉 221 番地 11	無床診療所
訪問 ﾘﾊﾋﾞﾘ	勝山クリニック 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510117942		
診療所	吉水内科	3510113875	山口県下関市 上新地町１丁 目５番２号	無床診療所
通所 ﾘﾊﾋﾞﾘ	吉水内科短時間 通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510113875		
通所 ﾘﾊﾋﾞﾘ	吉水内科 通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510113875		
訪問 ﾘﾊﾋﾞﾘ	吉水内科 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	3510113875		
診療所	あかねクリニック	1310830679	東京都江東区 大島７丁目 38 番 15 号	無床診療所
通所 ﾘﾊﾋﾞﾘ	あかねﾃﾞｲｹｱｾﾝﾀｰ	1310830679	東京都江東区 大島７丁目 38 番 15 号	
病　院	北九州市立門司病 院 【指定管理者】	4017619067	福岡県北九州 市門司区南本 町３番１号	一般病床　50 床 療養病床　50 床 [医療保険　50 床] 結核病床　55 床
通所 ﾘﾊﾋﾞﾘ	門司病院 通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	4017619067	福岡県北九州 市門司区南本 町３番１号	
訪問 ﾘﾊﾋﾞﾘ	門司病院 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	4017619067		

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。
２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考
あかね老人訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	山口県下関市上新地町１丁目５番８号	
勝山訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	山口県下関市大字田倉 221 番地 11	
よしみず病院居宅介護支援事業所	山口県下関市後田町１丁目１番１号	
勝山ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	山口県下関市秋根南町２丁目３番７号	
桜山ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	山口県下関市上新地町３丁目２番３号	
勝山ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	山口県下関市秋根南町２丁目３番７号	
桜山ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	山口県下関市上新地町３丁目２番３号	
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ白雲台	山口県下関市上田中町８丁目 14 番５号	
わかば病児保育所	山口県下関市汐入町 44 番 10 号	
24 時間訪問ｻｰﾋﾞｽしものせき	山口県下関市上新地町３丁目２番３号	
ｹｱｼﾃｨ白雲台	山口県下関市上田中町８丁目 14 番５号	
よしみず病院附属看護学院	山口県下関市大坪本町 44 番 20 号	
下関市本庁西部地域包括支援ｾﾝﾀｰ	山口県下関市上新地町３丁目５番５号	
介護専用型ｹｱﾊｳｽあかね	東京都江東区大島７丁目 38 番 15 号	
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽさくらやま	山口県下関市上新地町３丁目 2-3	
児童発達支援事業所つくぺた	山口県下関市上新地町３丁目 2-3	
児童発達支援事業所つくぺた門司	福岡県北九州市門司区小森江３丁目８番５号	
わかば保育園	山口県下関市向洋町１丁目２番 20 号	
院内託児所あいあい	福岡県北九州市門司区南本町３番１号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 6 年 6 月 22 日　　令和５年度事業報告、決算の承認・監査報告、評議員の辞任
令和 6 年 7 月 25 日　　資金運用規定の制定

令和 6年 9月26日　　定款の一部変更
令和 7年 3月22日　　令和7年度事業計画、令和7年度収支予算、金融機関からの借入金限度額、役員の選任、メディカルケアタウン東大島の事業譲渡、定款の一部変更

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(9) その他
①附帯業務のうち廃止した事業所
該当なし
②事業所移転及び名称変更
令和6年10月11日「医療法人茜会よしみず病院」を「脳神経筋センターよしみず病院」へ名称変更

様式第三号

法人名　医療法人　茜会
所在地　山口県下関市上新地町１丁目５番２号

※医療法人整理番号

財　産　目　録

（令和　7 年　3 月　31 日現在）

１．資　産　額　14,635,216 千円
２．負　債　額　10,998,686 千円
３．純　資　産　額　3,636,529 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		4,833,489
B 固定資産		9,801,726
C 資産合計	（A＋B）	14,635,216
D 負債合計		10,998,686
E 純資産	（C－D）	3,636,529

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式第一号

法人名　医療法人　茜会

所在地　山口県下関市上新地町１丁目５番２号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	4,833,489	Ⅰ 流動負債	1,194,347
現金及び預金	3,345,024	買掛金	73,073
事業未収金	1,402,575	短期借入金	482,208
未収金	3,066	未払金	146,320
たな卸資産	48,442	未払費用	222,597
前払費用	24,883	未払法人税等	222
その他の流動資産	20,238	未払消費税等	8,773
貸倒引当金	△ 10,740	前受金	9,030
Ⅱ 固定資産	9,801,726	預り金	36,961
1 有形固定資産	8,301,512	賞与引当金	215,160
建物	6,446,730	Ⅱ 固定負債	9,804,339
構築物	200,315	長期借入金	8,951,688
医療用器械備品	353,308	退職給付引当金	852,651
その他の器械備品	125,869	負債合計	10,998,686
車両及び船舶	3,647	純資産の部	
土地	1,171,641	科目	金額
2 無形固定資産	58,519	Ⅰ積立金	3,636,529
ソフトウェア	56,422	設立等積立金	1,688,824
電話加入権	2,096	繰越利益積立金	1,947,704
3 その他の資産	1,441,694		
投資有価証券	586,797		
長期貸付金	29,040		
役職員等長期貸付金	8,446		
差入保証金	22		
敷金	2,781		
保険積立金	234,653		
長期前払費用	8,904		
繰延消費税額等	232,103		
繰延税金資産	336,660		
その他の固定資産	2,510		
貸倒引当金	△ 224	純資産合計	3,636,529
資産合計	14,635,216	負債・純資産合計	14,635,216

様式第二号

法人名　医療法人　茜会
所在地　山口県下関市上新地町１丁目５番２号

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和 6 年 4 月 1 日　至　令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		8,020,006
2 事業費用		7,607,004
本来業務事業利益		413,002
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		886,754
2 事業費用		969,023
附帯業務事業損失		△ 82,269
事業利益		330,733
Ⅱ 事業外収益		
受取利息及び配当金	12,657	
委託料収入	12,354	
負担金収入	8,546	
その他の事業外収益	9,445	43,004
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	45,689	
繰延消費税額等償却	153,188	
その他の事業外費用	3,010	201,888
経常利益		171,848
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	439	
補助金収益	11,592	
その他の特別利益	1,623	13,656
Ⅴ 特別損失		
固定資産除却損	18	
現物寄付	225,867	
固定資産圧縮損	11,066	
その他の特別損失	27,532	264,484
税引前当期純利益		△ 78,979
法人税・住民税及び事業税	222	
法人税等調整額	22,492	22,714
当期純利益		△ 101,693

様式5

法人名　医療法人　茜会

所在地　山口県下関市上新地町一丁目5番2号

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
理事の近親者が代表者である法人	社会福祉法人暁会	山口県下関市大字小野64-1	11,094,375	社会福祉事業	職員健診、給食委託　他	職員健診他	7,853	事業未収金	1,097
						給食委託他	16,478	未払金	1,364
						配置医師	4,963	未収金	561
						現物寄付	225,867	—	—

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 同法人との取引価格は市場価格を勘案して決定し、入金、支払ともに月末締め請求の翌月末銀行振込としている。

（注）2. 現物寄付は、関係事業者の社会福祉事業に役立てるためのものであり、取引金額は現物寄付時の帳簿価額によっている。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人茜会
理事長　吉水　一郎　　殿

私たちは、医療法人茜会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年６月１２日

医療法人茜会

監事　[illegible]

監事　[illegible]